

桜の聖母学院認定こども園 重要事項説明書

令和8年度入園児保護者向け
(令和8年7月7日現在)

この「重要事項説明書」は、特定教育・保育の提供締約締結にあたり、利用者の皆様方へ事前に知っておいていただきたい内容を説明するものです。

1. 設置者

法人の名称	学校法人コングレガシオン・ド・ノートルダム
法人の所在地	福島県福島市花園町3番6号
法人の電話番号	024-531-6805
代表者氏名	理事長 西内 みなみ
設立年月日	昭和26年4月24日

2. 特定教育・保育を提供する施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	桜の聖母学院認定こども園
施設の所在地	福島県福島市花園町3番6号
電話番号	024-531-0642
施設の管理者	園長 長久保 和子(令和8年4月1日～)
開設年月日	令和8年4月1日

※令和8年4月1日から電話番号が変わります。新しい番号は、決定後にお知らせいたします。

3. 施設の概要

(1) 敷地・施設

敷地面積		2,652.59㎡
園 舎	構 造	鉄骨造1階建
	延床面積	877.09㎡
園 庭		1,199.64㎡

(2) 園舎内施設

室名等		床面積等	備 考
0,1歳児	乳児室	1室 20.99㎡	ゆり組(0歳児クラス)
	ほふく室	1室 49.76㎡	たんぽぽ組(1歳児クラス)
2歳児 満3歳児	保育室	1室 66.45㎡	すみれ組(2歳・満3歳児合併クラス)
3歳児	保育室	1室 68.29㎡	ちゅうりっぷ組(3歳児クラス)
4歳児	保育室	1室 65.96㎡	ひなぎく組(4歳児クラス)
5歳児	保育室	1室 67.88㎡	さくら組(5歳児クラス)
遊戯室兼給食室		1室 120.88㎡	
調理室		1室 54.17㎡	
子育て支援室		1室 109.21㎡	
職員室・事務室		1室 30.78㎡	
その他		222.72㎡	玄関ホール、廊下、トイレ 他

4. 収容定員

区分	0歳児	1歳児	2歳児	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号子ども定員	—	—	—	15人	15人	15人	15人	60人
2号子ども定員	—	—	—	—	15人	15人	15人	45人
3号子ども定員	5人	10人	15人	—	—	—	—	30人

5. 職員配置

本園は、福島市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例で定める配置基準を遵守し、教育・保育を実施に必要な職員として、以下の職員を配置しています。

- ①園長 1人
- ②主幹保育教諭 2人
- ③保育教諭（常勤） 14人
- ④保育補助教諭（非常勤） 2人 ※必要に応じて配置
- ⑤養護教諭又は看護師 1人 桜の聖母学院小学校・中学校と兼務
- ⑥事務職員 1人以上
- ⑦管理栄養士又は栄養士 2人 ※常勤1人、短期大学兼務1人
- ⑧調理員 4人 ※常勤2人、非常勤2人
- ⑨学校医等 3人 ※内科・歯科・薬剤師嘱託
- ⑩その他業務職員（用務員、バス運転手等） ※必要に応じて配置

6. 施設の目的・運営方針

- （1）本園は、3歳未満児の保育とともに、その後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育・保育を一体的に行い、子どもの健やかな成長と心身の発達を助長するとともに、保護者の皆様に対する子育ての支援を行うことを目的として運営して参ります。
- （2）本園は、カトリックの精神に根ざした人間観、世界観に基づき、知的・倫理的見識を養い、豊かな心と深い教養を培い、愛と奉仕に生きる良き人格を育むことを目指します。
- （3）本園は、子どもが自ら安心して身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気づくとともに、自身の興味・関心に基づいた試行錯誤及び創意工夫により、その活動が豊かに展開されるよう環境を整え、子どもと共によりよい教育及び保育の環境を創造するように努めます。

『 ミッション ステートメント 』

コングレガシオン・ド・ノートルダムの学校は、1658年に始まる教育の歴史をもち、子どもたちが生きる意味を見出し、強い意志・勇気・愛をもって、社会の変革に寄与できる誠実で品位ある人になるように育て、世に送り出そうとしている。すべての教育活動は、子どもたちが自分に与えられた使命に気づき、自己実現をはかり、未来を拓いていく力を育てることを目指している。

『 ビジョン 』

- ① イエス・キリストの愛に学ぶ
- ② 神・他者・自分・自然と対話する心を育む
- ③ 卓越した学問の追究を目指す
- ④ 義と平和の実現のために働く人に育てる

『 園 訓 』
つよい心 すなおな子ども
『 教育・保育目標 』
○よく遊び、なんでもやろうとする子ども
○つよい心、げんきな子ども
○みんなとなかよくできる子ども

7. 提供する教育・保育等の内容

本園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供して参ります。

(1) 開園日（教育・保育を提供する日）

認定区分	対象者	開園曜日	休園日
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前の子どものうち、2号認定子ども以外の子ども	月曜日 ～金曜日	土曜日、日曜日、祝祭日の他、次に定める日 ・夏季休業 (7月20日～8月24日) ・冬季休業 (12月20日～1月10日) ・春季休業 (3月16日～3月31日) ・学年始休業 (4月1日～4月9日) ・創立記念日(7月2日)
2号認定こども	満3歳以上の小学校就学前の子どものうち、保育を必要とする子ども	月曜 ～土曜日	日曜日、祝祭日及び年末年始(12月29日～1月3日)
3号認定子ども	満3歳未満で保育を必要とする子ども	月曜 ～土曜日	日曜日、祝祭日及び年末年始(12月29日～1月3日)

(2) 開園時間、教育・保育を提供する時間

○開園時間：（月曜日～土曜日）7：00～19：00

○教育・保育時間

認定区分	教育・保育時間
1号認定子ども	9：00～14：00(5時間)
2号・3号保育標準時間 認定こども	7：30～18：30(11時間)の範囲内で保育を必要とする時間
2号・3号保育短時間 認定こども	8：30～16：30(8時間)の範囲内で保育を必要とする時間

※1号認定子どもの登園受入時間は8：45からとなります。この時間より前に登園を希望する場合は、別途預かり保育を申請してください。

※2号・3号認定子どもの登園・降園時間については、上記教育・保育時間の範囲内となります。この時間を超えて登園又は降園する場合は、別途延長保育を申請してください。

(3) 預かり保育・延長保育

①1号認定子どもが、やむを得ない理由により、(2)に定める教育・保育時間の前後に保育が必要な場合は、開園時間の範囲内で預かり保育を利用することができます。

- ・1号認定の方は、預かり保育の利用料金がかかります。
- ・早朝保育・預かり保育を利用する場合は、前の月の10日までに申し込んでください。

1号認定子どもの預かり保育時間	利用料金
早朝預かり保育 (月曜日～金曜日 7:30～9:00)	月額 1,500円
教育後預かり保育 (月曜日～金曜日14:00～18:30)	1回 1,000円
長期休業期間預かり保育・土曜日 (7:30～18:30)	1回 2,000円 ※給食利用の場合別途1食300円

※1号認定子どもの土曜日の預かり保育は、原則行いません。ただし、兄弟姉妹関係の学校行事等に関する理由に限り、預かり保育を実施します。希望される場合は、前の月の10日までに申出書を提出してください。

②2号・3号認定子どもが、やむを得ない理由により、(2)に定める教育・保育時間の前後に保育が必要な場合は、開園時間の範囲内で延長保育を利用することができます。

- ・延長保育の利用については、別途料金がかかります。
- ・早朝保育を利用する場合は、前の月の10日までに申し込んでください。
- ・保育時間内にお迎えが間に合わず延長保育を利用する場合は、園に事前の連絡をしてください。

2号・3号認定子どもの延長保育時間	利用料金
早朝預かり保育 (保育標準時間認定 7:00～7:30) (保育短時間認定 7:00～8:30)	月額 1,000円
保育時間後の延長保育 (保育標準時間認定18:30～19:00) (保育短時間認定 16:30～19:00)	30分につき300円

(4) 提供する教育・保育の特色

①特別教育活動

本園は、桜の聖母学院の小学校、中学校、高等学校、短期大学に勤務する教育職員及び児童・生徒・学生との関わりを積極的に行い、園児の発達段階に応じた次の教育活動を提供します。

- ・宗教教育活動
- ・英語教育活動
- ・音楽、造形等の表現活動
- ・小学校との交流会 他

②自園給食・食育活動

本園は、自園調理により子どもに必要な栄養目標量を確保しつつ、園児の発達段階、健康状態、嗜好等に十分配慮し、アレルギー、アトピー等にも配慮した内容の給食を提供するとともに、桜の聖母短期大学生活科学科との連携による食育活動を提供します。

③子育て支援

本園は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、保護者の皆様の子育て実践を積極的に支援することを目的として、次の子育て支援事業を提供します。

- ・未就園児親子支援事業
- ・子育て相談事業
- ・親子の集いの広場事業
- ・クッキング講座 他

④主な年間行事

(4月)入園式、(5月)マリア祭、(7月)夏祭り、(9月)地域交流会、
(10月)学院祭、遠足、運動会、(11月)七五三、
(12月)クリスマス祝賀式、(2月)感謝の会、(3月)卒園式
※その他、誕生会・避難訓練(毎月)、園外保育、各種健診 他
※詳細は、別途年間行事予定表にてお知らせいたします。

8. 利用料その他の費用等

- (1) 保護者は、居住する市町村が決定する利用者負担額を本園に納入してください。
- (2) 本園は、提供する教育及び保育の質の向上を図るため、別表1に掲げる特定負担額を徴収させていただきます。
- (3) その他、本園の教育及び保育において提供される便宜に要する費用のうち、別表2に掲げる実費を徴収させていただきます。
- (4) 在園児の保護者は、園児の出席の有無にかかわらず、利用者負担額その他の費用等を所定の期日までに納入してください。
※年度途中の入園・退園又は園児の欠席等により、園児が利用しなかった行事及び絵本等の料金については、当該費用を後日返金させていただきます。
- (5) 2号子ども及び3号子どもが退園又は転園する場合、当該子どもの保護者は、退園又は転園する月の利用者負担額について、居住する市町村が決定する日割の利用者負担額を納入しなければならない。
※正当な理由がなく、所定の手続きを行わずに3カ月以上滞納し、その後においても納入の見込がない場合には、お子様の退園を命ずることがあります。

9. 利用の開始に関する事項

- (1) 1号認定子どもの保護者から本園に入園申込みがあったときは、選考を実施し、園長が入園者を決定します。支給認定を受けた保護者が、本重要事項説明書に同意していただいた後に、教育・保育の提供を開始します。
- (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもについては、福島市が行った利用調整により本園の利用が決定され、支給認定を受けた保護者が、本重要事項説明書に同意していただいた後に、教育・保育の提供を開始します。

10. 利用の終了に関する事項

- (1) 本園は、園児が次のいずれかに該当するときは、教育及び保育の提供を終了します。
 - ①園児が小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき
 - ②園児の保護者から本園の利用に係る取消しの申出があったとき
 - ③福島市が本園の利用継続が不可能であると認めたとき
 - ④その他、利用継続において、重大な支障又は困難が生じたとき
- (2) 園児が退園又は転園する場合は、園長にその理由を記した書面をもって願い出てください。
- (3) 卒園にあたり、園児が全課程を修了したと認めるときは、園長から修了証書を授与します。

11. 欠席、遅刻、早退、出席停止、長期欠席等

- (1) 当日の体調不良等により、欠席・遅刻・早退をするときは、レーザーキッズで、8:00までにお知らせください。なお、次の場合は、登園を控えていただく場合があります。
 - ①38度以上の発熱の時は、基本的には登園を控えることが望ましいが、個々の平熱に応じて相談します。
 - ②感染症の罹患が疑われる症状がある場合(下痢・嘔吐・ひどい咳など)

- (2) 園児が感染症に罹患した場合は、出席停止となります。医師の許可があるまでは、登園させないようにしてください。症状が改善し、登園する際には、「医師の意見書」を提出していただきます。感染症の種類によっては「医師の意見書」が不要な場合もあります。
- (3) 園児が疾病又は怪我もしくはやむを得ない理由によって、欠席が長期に及ぶときは、園長に「長期欠席届」を提出してください。

12. 緊急時における対応

本園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の保護者又は医療機関への連絡を行います。また、教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに福島市及び園児の保護者に連絡の上、対応します。

13. 非常災害対策

本園は、非常災害に関する具体的な計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、少なくとも毎月1回以上、避難及び救出その他必要な訓練を実施します。

14. 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 本園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため、以下の措置を講じています。
- ①職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
 - ②虐待の防止及び人権に関する啓発を目的とした研修の実施
 - ③その他、虐待防止のために必要な措置
- (2) 本園は、教育・保育の提供中に、本園の職員又は養育者（保護者等、園児を現に養育する者）による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、法令等に従い、速やかに福島市又は児童相談所等の適切な機関に通告をします。

15. 苦情及び要望等への対応

- (1) 本園は、その提供した教育・保育に関する苦情及び要望に迅速かつ適切に対応するために、苦情及び要望を受け付けるための窓口を次のとおり設置しています。

○本園相談窓口 … (窓口担当者)園長、主幹保育教諭
(受付時間)月曜日～金曜日 9:00～17:00
(連絡先)TEL 024-531-0642、FAX024-535-6277
E-MAIL cnds_seibo.nk@ssg.ac.jp

※令和8年4月1日から連絡先が変わります。新しい連絡先は、決定後にお知らせいたします。

※本園では、上記の他、園内に苦情及び要望に関する相談BOXを設置します。

- (2) 本園では、毎年保護者アンケートを実施し、教育・保育の改善策の参考にさせていただきます。アンケートの結果及び苦情・要望の解決実績等は、随時公開します。

16. 事故防止、安全対策、健康管理、アレルギー対応等に関する事項

- (1) 事故防止及び安全対策マニュアル整備

本園は、安全かつ適切で質の高い教育・保育を提供するために、事故対応マニュアル、安全管理マニュアル、食物・環境アレルギー対応マニュアル等、必要なマニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備しています。

- (2) 健康管理・衛生管理

本園は、園児に対する健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施するとともに、感染症又は食中毒の発生及び蔓延防止のため、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努めています。

(3) 食物アレルギー児の対応

本園は、食物アレルギーと診断され、「保育園等における生活管理指導表」の提出を受けた園児に対しては、医師の指示に基づき、保育教諭、栄養士及び保護者の面談の上、可能な範囲で除去(代替)食を用意します。

次のような場合には、お弁当の持参をお願いする場合があります。

- ①微量なアレルギーでアナフィラキシーを発症する場合
- ②製造ライン上での混入の可能性がある食品まで除去を必要とする場合
- ③原因食品が多品目で給食での除去対応が困難な場合

※詳細は、食物アレルギーに関する別紙資料(様式-1~3)をご確認ください。

17. 秘密の保持、個人情報保護及び本園広報に関する事項

(1) 秘密の保持

本園の職員は、桜の聖母学院就業規則、同認定こども園勤務細則、その他個人情報保護に関する規程に従い、業務上知り得た子ども及びその家族の秘密を厳重に管理します。

(2) 個人情報の利用目的

本園が、入園手続き及び在園中に、本園所定の手続きによって収集する個人情報の利用目的は、次のとおりです。

- ①園児の入園及び在園に関する業務
- ②保護者との連絡に関する業務
- ③園児の教育・保育、健康管理並びにこれらの記録管理に関する業務
- ④卒園児の確認等に関する業務

(3) 本園広報に関する事項

本園の教育・保育をより多くの方々に理解していただくため、事前に保護者の承諾を得た園児に限り、活動の様子を入園案内、ホームページ、SNS、その他広報誌等に掲載します。

【別表 1】教育・保育の質の向上を図るために要する費用

区 分	内容、負担を求める理由、目的	金 額
施設充実費	冷暖房費、施設・設備維持管理費、修繕費、環境衛生管理費、桜の聖母学院小・中・高・短大施設利用料 等	月額5,000円

【別表 2】教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担

区 分	内容、負担を求める理由、目的	金 額
給食費	主食、副食、おやつ等食事の提供に要する費用を徴収	(1号子ども) 月額5,000円※ ¹
		(2号子ども) 月額7,500円
制服代	3歳児以上の園児全員が購入(夏・冬)	(男児)約34,400円 (女児)約46,800円
行事費	マリア祭、観劇、運動会、誕生会、その他園外活動等に係る諸経費	実費※ ²
教材・保育用品費	画用紙、折り紙、セロハンテープ、文房具等の購入費用	実費※ ²
絵本等購読料	『ひかりのこ』年間購読料、『よき家庭』購入代金等	実費※ ²
バス利用料 (利用者のみ)	スクールバス利用料※ ³	(月単位で申込みのとき) 往復 月額7,000円 片道 月額5,000円
		(日単位で利用のとき) 片道 1回500円
日本スポーツ振興センター掛金	園が加入する保険の保護者負担分	年額270円※ ²

※¹ 土曜日又は長期休業中の預かり保育を利用する場合は、1食300円。

※² 行事費、教材・保育用品費、絵本等購読料及び日本スポーツ振興センター掛金については、当該年度の実費を基に、前期・後期の2回に分けて一括集金を行う。

※³ 満3歳児の1号子ども及び3号子どもは利用不可。

【別表 3】

区 分	金 額
1号子どもの預かり保育に係る利用者負担	(早朝預かり保育) 月額1,500円
	(教育後預かり保育) 1回1,000円
	(土曜日・長期休業預かり保育) 1回2,000円

【別表 4】

区 分	金 額
2号子ども及び3号子どもの延長保育に係る利用者負担	(早朝預かり保育) 月額1,000円
	(利用時間超過による延長保育) 30分300円